平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案【重点的提案】 に係る主な措置状況について

神奈川県では、平成29年6月に「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」を公

表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。このたび、重点的提案13事項の主な措置状況(平成30年4月1日現在)を取りまとめまし たので、お知らせします。

| | 提案事項名及び項目名等 | 措置 状況 | 措置の概要 |
|-----|--------------------------------------|----------|--|
| 1 ± | 也方財政制度の改革 | | |
| | | 工 未措置 | 平成30年度の地方財政計画において、平成28年度国税決算精算繰延べなどにより地方交付税総額確保のための工夫が行われた。その結果、臨時財政対策債の発行額は4.0兆円と前年度比0.1兆円減額されたものの、地方交付税も16.0兆円と前年度比0.3兆円減額されており、地方の財源不足は解消されていない。 |
| | 2 臨時財政対策債の廃止 | 工 未措置 | 臨時財政対策債は廃止されていない。 なお、財政力の高い自治体に過度に配分されている臨時財政対策債の本 県の配分率は、平成29年度の算定で、本来、地方交付税で措置される額に 占める割合で、55.0%(平成28年度)から57.7%(平成29年度)に上昇した。 また、既往の臨時財政対策債の元利償還金についての償還財源別枠確保 はされていない。 |
| 2 ± | 也方税制度の改革 | | |
| | 地方の仕事量に見合う 1 税源確保のための税源 移譲等の実現 | 工 未措置 | 消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への税源移譲は実現しておらず、地方の仕事量に見合った税源は確保されていない。 |
| | 2 法人事業税交付金の見 直し | 工 未措置 | 平成28年11月28日に施行された、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」により、法人事業税交付金の創設の時期が、平成29年4月から平成31年10月に延期された。 しかし、この制度の見直しには至っていない。 |
| | 森林環境税(仮称)検討 3 に当たっての地方の意 見の反映 | ア措置 | 平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)が創設されることとなった。(森林環境税(仮称)は平成36年度から課税、森林環境譲与税(仮称)は平成31年度から譲与)森林環境税(仮称)の使途について、本県が個人住民税の超過課税を活用して実施している事業との重複が生じないよう見直しを求めた結果、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用等に充てることとされた。 |
| | 自動車税の税率引下げ 4 を行う場合の代替財源 の確保 | 工 未措置 | 平成29年度税制改正大綱では、「平成31年度税制改正までに安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされている。 |

| 提案事項名及び項目名等 | | 措置 状況 | 措置の概要 |
|-------------|---|-----------|---|
| 3 3 | 予散型エネルギーシステムの エネルギー自立型住 1 宅・ビル・街の実現 | 構築 エー・未措置 | (1) 自家消費を目的とする再生可能エネルギー発電設備の導入に対する補助事業は引き続き計上されたものの、薄膜太陽電池に対する補助率の引上げは措置されていない。 (2) 地方自治体が公共施設に再生可能エネルギー発電設備を導入する際の国の支援として、引き続き「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」が予算計上されたものの、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」に代わる地方の財政負担を伴わない新たな制度については措置されていない。 (3) 高圧や特別高圧と比較して価格の高い低圧向けの託送料金について、その価格差を低減する具体的な措置は講じられていない。 |
| | 「水素社会」の実現に向 2 けた燃料電池自動車等 の普及促進 | 工 未措置 | (1)公共交通機関における燃料電池自動車を災害時に非常用電源として活用するモデル事業について、具体的な措置は講じられていない。 (2)燃料電池フォークリフト等の産業用車両への屋内水素充填を可能とするための安全基準の見直しについて、具体的な措置は講じられていない。 |
| 4 | 大規模災害対策の推進 水害・土砂災害・津波災 1 害対策の推進 | イ 一部措置 | ・都市河川の護岸や遊水地の整備については、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算において、一部措置された。 ・土砂災害防止施設の整備及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた基礎調査については、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算において措置され、海岸保全施設の整備については、平成30年度当初予算において措置された。 ・水位計については、平成30年度当初予算において、措置されるとともに平成29年度補正予算で水位把握の必要性の高い箇所に設置するための簡易水位計の設置が措置された。 また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成のための手引きが示されるなど、措置が図られた。 |
| | 箱根山火山の観測体制 2 の強化 | イ 一部措置 | 神奈川県温泉地学研究所、防災科学技術研究所及び気象庁は、火山観測データ交換に関する協定を締結し、これにより、地震計、ひずみ計、地殻変動など箱根山の活動評価に資する観測データの取得が可能となった。 |
| | 3 地震観測体制及び地震 予知研究体制の確立 | エ 未措置 | 具体的な措置は講じられていない。 |
| | 4 原子力災害に関する対 第の整備 | 工 未措置 | 具体的な措置は講じられていない。 |
| | 5 石油コンビナート地域 5 の防災対策の強化 | イ 一部措置 | 経済産業省(資源エネルギー庁を含む)の平成30年度当初予算において、製油所等における強靭化への支援を行う石油コンビナート事業再編・強靭化等推進事業や高圧ガス設備の耐震補強支援事業など、石油コンビナート地域における地震・津波対策や産業保安について措置がされた。しかしながら、総務省消防庁が所管する、災害の早期検知の技術開発や、教育訓練への支援について具体的な措置は講じられていない。 |

| 提案事項名及び項目名等 5 基地対策の推進 | 措置 状況 | 措置の概要 |
|------------------------------|----------|--|
| 5 基地対東の推進 | | |
| 基地の整理・縮小・返還 1 の早期実現 | イ 一部措置 | 近年、県内米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるが、今なお12か所、 面積にして約17,400平方キロメートルあり、県土の約0.7パーセントを占めて いる。 根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返 還の方針が合意されているが、具体の返還時期は示されていない。 |
| 原木基地空母艦載機の 2 移駐等の確実な実現 | イ 一部措置 | 平成18年5月に合意された空母艦載機の移駐について、平成30年3月30日、航空機の移駐が完了した。一方で、移駐後の厚木基地周辺における騒音状況等は示されておらず、恒常的訓練施設も確保されていない。 国の平成30年度予算においては、空母艦載機の移駐に関する事業費が予算措置された。 |
| 3 基地周辺対策の充実強 化 | イ 一部措置 | 国の平成30年度予算において、防衛施設と周辺地域の調和や地域振興等を図るための事業費が予算措置された。 |
| 4 基地の安全管理の強化 | イ 一部措置 | 平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故の調査結果について、平成28年11月、防衛省・外務省から最終報告と再発防止策の説明があった。 再発防止策については、倉庫に保管してある物品の詳細な管理リストを更新し、米側の関係者での共有を徹底するとともに、事故発生時には、緊急対応する日本側の当局への情報提供にも配慮することの言及があった。 |
| 5 日米地位協定の見直し | イ 一部措置 | 平成29年1月、日米地位協定を補足する日米地位協定の軍属に関する補足協定が締結された。 日米地位協定の見直しについては、具体的な措置は講じられていない。 |
| 6 原子力艦の事故による 6 原子力災害対策の充実 | 工 未措置 | 具体的な措置は講じられていない。 |

| | 提案事項名及び項目名等 | 措置 状況 | 措置の概要 |
|-----|-------------------------------------|----------|--|
| 6 J | 成長戦略の実現に向けた国 <i>の</i> | 政策の推 | 進 |
| | 「未病」の考え方に基づ 1 く具体的施策の推進 | 工 未措置 | 国の「健康・医療戦略」において、平成29年2月に一部変更の閣議決定がなされ、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれたが、「未病」の考えからに基づく、国としての具体的な施策の推進について、具体的な措置は講じられていない。 |
| | 国家戦略特区等におけ 2 るプロジェクト推進の加 速化 | イ 一部措置 | 平成29年度は、株式会社等多様な法人により年3回目の地域限定保育士 試験を実施する「国家戦略特別区域限定保育士事業」、最先端医療産業分 野の研究開発にあたって設備投資減税が適用される「課税の特例措置活用 事業」について認定を受けた。さらに、総合特区については、2案件について 税制支援を獲得した。 |
| | 3 総合特区推進調整費の 柔軟な運用 | 工 未措置 | 平成30年度当初予算においては、引き続き総合特区推進調整費が計上されたものの、本県の提案する指定地域への直接交付制度は創設されていない。また、独立行政法人等が執行する補助事業は総合特区推進調整費の対象とはなっていない。 |
| 7 ‡ | 都市農業の持続的発展を図る | ための対象 | 策の強化 |
| | 都市農業と関連する税 1 制度の見直し | イ 一部措置 | 平成30年度税制改正大綱に基づき、農業用施設用地のうち、園芸施設(温室)については、今後「コンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の敷地」とする場合は、税制上、農地と取り扱われることとなる。 しかし、畜舎や農機具倉庫等の農業用施設用地や、市民農園の開設のための農地については、措置されていない。 |
| | 農業用ロボット等のス 2 マート農業技術の開発・ 普及支援 | ア措置 | 従来の乗用型草刈機(現状100万円程度)の半額程度となる無人草刈りロボットの開発を開始しており、今後も農林漁業者等のニーズを踏まえて研究を行うとしている。 |

| | 提案事項名及び項目名等 | 措置 状況 | 措置の概要 |
|-----|--|-----------------|--|
| 8 ± | 也域包括ケアシステムの構築 地域医療介護総合確保 1 基金の改善 | に向けた図 イ 一部措置 | (医療分) 具体的な措置は講じられていない。 |
| | 2 国民健康保険制度に係 2 る財政基盤の確立 | イ 一部措置 | 国民健康保険制度への財政支援として、平成30年度については1,700億円を確保し、先送りされていた基金積増し分300億円も措置されたが、本県が求める、国保の構造上の問題の解決に必要な財政措置には至っていない。 |
| | 3 保健・医療・福祉を担う 3 人材の確保定着 | イ 一部措置 | (1) 医師確保対策 臨床研修制度における募集定員の引き上げについては、具体的な措置は講じられていない。新たな専門医制度については、都道府県からの意見を聞く仕組みが作られたものの、都道府県からの意見に対する対応がなされていない。 (2) 福祉介護人材 福祉・介護を担う人材ごとの機能・役割の明確化やそれを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。 (3) 准看護師の養成停止等 具体的な措置は講じられていない。 (4) 救急救命士の職域拡大 具体的な措置は講じられていない。 |
| | 介護サービスにおける 4 インセンティブの構築 | イ 一部措置 | 平成30年度介護報酬改定において、通所介護等にADL維持等加算が新設されるなど、要介護状態の改善につながる取組については一定程度措置されたものの、介護従業者の資質向上や定着確保のための取組については措置されていない。 |
| | 中長期的な視点に立っ 5 た介護保険制度の見直 し | 工 未措置 | 具体的な措置は講じられていない。 |
| | 介護ロボットの介護保 6 険適用 | イ 一部措置 | 特別養護老人ホームにおいては、見守り機器を導入した場合、夜間帯の人員基準が緩和されることとなったものの、特別養護老人ホーム以外は対象となっておらず、また、保険適用となる機器は見守り機器に限られており、不十分である。 |

| 提案事項名及び項目名等 | 措置 状況 | 措置の概要 |
|----------------------------|----------|--|
| 9 健康・長寿社会の実現 | | |
| 未病改善の取組による 1 健康・長寿社会の実現 | 工 未措置 | 国の「健康・医療戦略」において、平成29年2月に一部変更の閣議決定がなされ、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれたが、「未病」について、国の健康・医療施策の中に具体的に盛り込まれていない。 |
| 2 総合的な認知症対策の 充実強化 | イ 一部措置 | 若年性認知症施策など、一部予算措置が講じられたものの、認知症施策総合支援事業の実施、市町村によっても体制にばらつきがみられ、今後資質向上にむけた措置が必要である。また、国として認知症にならないための未病改善の研究等の一層の推進について、具体的な措置は講じられていない。 |
| | | (1)重粒子線によるがん治療 平成28年度診療報酬改定で骨軟部のがん、平成30年度改定で前立腺及 び頭頸部のがんについて保険適用が認められたが、先進医療に位置付けら れている症例について、さらなる保険適用の拡大が必要である。また、平成 30年度改定においては、保険適用となった症例にかかる診療報酬額の充実 は図られておらず、さらに新たに保険適用となった前立腺がんについては、 実態を大幅に下回る額での設定となった。 |
| 3 がん対策の推進 | イ 一部措置 | (2)がん検診受診率の向上 事業主へのがん検診実施の義務化については、平成30年3月29日付け で、職域におけるがん検診実施のためのガイドラインが策定されたが、労働 安全衛生法上の事業主へのがん検診義務付け措置はされていない。また、 市町村への財政措置については、平成30年度予算では、「新たなステージに 入ったがん検診の総合支援事業」において、子宮頸がん及び乳がん検診の クーポン券配布等に対する補助、要精検者への再勧奨に関する経費に対す る補助及び胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん及び乳がん検診の個別 の受診勧奨・再勧奨への補助は継続となった。しかし、補助対象となるクー ポン券配布は各がん検診の初年度対象者のみであるほか、補助上限の単 価も設定されており実際の市町村の負担は大きい。 |
| | | (3)受動喫煙防止対策 現在、開会中の第196回国会に、罰則を伴う受動喫煙防止措置を盛り込ん だ健康増進法の一部を改正する法律案が提出され、審議が行われている。 また、国の予算案に、新規事業として、受動喫煙対策促進事業が、都道府 県等への補助金関連の予算として計上されている。 (4)がん診療連携拠点病院の診療報酬の充実 |
| | | 平成30年度の診療報酬改定により、項目の追加や要件の見直しが行われたが、機能が強化された相談業務や緩和ケア提供体制のごく一部に限られていることから、がん診療連携拠点病院に対する診療報酬としては十分ではない。 |
| 4 感染症対策の強化 | イ 一部措置 | 風しんの抗体検査については、国庫補助事業として、平成29年度も予算措置されたが、地方自治体が取り組む風しん対策(任意の予防接種等)に係る財政措置はされていない。 |

| | 是案事項名及び項目名等 | 措置 状況 | 措置の概要 |
|----|------------------------------------|----------|--|
| 10 | 共生社会の実現と障がい福祉 | L制度等の | 見直し |
| | 共生社会の実現に向け 1 た積極的な取組につい て | 工 未措置 | 具体的な措置は講じられていない。 |
| | 2 障がい福祉施策に係る 超過負担の解消 | 工 未措置 | 地域生活支援事業について若干の予算の増額が図られるものの、事業量 が増大するなか、市町村の超過負担解消には至っていない。 |
| | 小児・ひとり親・重度障 3 害者医療費助成制度の 創設 | イ 一部措置 | (医療費助成制度創設) 具体的な措置は講じられていない。 (国民健康保険の国庫負担金の削減措置) 国民健康保険の国庫負担金の削減措置は、平成30年度から、未就学児については廃止されることになったが、市町村にとって最も大きい負担となる重度障害者については、未だ廃止されていない。 |
| 11 | 子ども・子育て応援社会の推 | 進 | |
| | 待機児童対策の一層の 1 推進 | イ 一部措置 | (1)子育て支援の充実のために必要とされる1兆円のうち、確保されていなかった0.3兆円メニューが一部実施された。 (2)事業実施期限が2020年度末まで3年間延長されたものの、補助率のかさ上げを受ける条件に変更はない。 (3)保育士の処遇改善については、平成29年度当初と比較して1.1%の改善が図られたが、全職種平均との格差はいまだ大きい。 |
| | 子どもの貧困対策の推 2 進 | イ 一部措置 | 独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金制度の着実な実施に向けた予算などが措置されたものの、引き続き経済的な支援や教育、生活、保護者に対する就労の各支援施策の充実が必要である。 |
| 12 | 拉致問題の早期解決 | | |
| | 拉致問題の全容解明と 1 拉致被害者等の早期帰 国の実現 | イ 一部措置 | (1)~(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくを表明している。また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われないまま平成28年2月には解体が表明され、以降、解決への動きが滞っており、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。 (4) 国は地方自治体と連携し、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、継続した取組が必要である。 |

| - 1 | 提案事項名及び項目名等 | 措置 状況 | 措置の概要 |
|-----|------------------------------------|----------|---|
| 13 | 広域交通ネットワークの整備・ | 足進 | |
| | 東京五輪とその先を見 1 据えた幹線道路網の整 備と活用 | イ 一部措置 | (1)国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、本県配分額が示され、予算措置されている。 平成30年1月28日には、新東名高速の海老名南JCTから厚木南IC間が開通し、その他の路線についても事業が着実に進められている。 (2)渋滞対策については、渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいてとりまとめられた、東名高速道路の大和トンネル付近や、中央自動車道の小仏トンネル付近上り線の渋滞対策事業が着実に進められている。 スマートインターチェンジの整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。 |
| | | | (3)幹線道路の整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。 道の駅については、重点「道の駅」候補に選定されている道の駅「(仮称) サザン茅ヶ崎」について、一部予算措置されている。 |
| | 2 橋梁・トンネル等道路施 設の老朽化・防災対策 | イ 一部措置 | 道路施設の老朽化対策等については、国土交通省の社会資本整備審議会等で検討されており、道路関係予算(防災・安全交付金)については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。 |
| | 3 鉄道網の整備促進 | イ 一部措置 | (1)リニア中央新幹線については、電気関係設備の整備等に関する「工事実施計画(その2)」を平成29年9月にJR東海が申請し、平成30年3月に国土交通大臣より認可されるなど、着実に事業が進められている。また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対し、国土交通省から技術的支援(職員の派遣等)がなされている。 (2)駅舎整備への地元自治体の負担を軽減する制度は創設されていない。また、確実な予算措置を講じることについても、現時点では措置されていない。 (3)鉄道整備に対する公的支援の拡大や、交政審答申第198号(地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資する)プロジェクトに位置づけられた、既存路線の延伸などによる鉄道ネットワークの形成に資する事業を対象とした制度の拡充等はされていない。 |